

徳島県情報公開・個人情報保護審査会答申第21号

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

平成29年11月14日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「H29年度 ○○土地改良区定期検査に関する通知書類及び伺い書含む ○○部○○ 評価検査課」の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成29年11月28日、実施機関は、本件請求に対して、条例第12条第3項の規定により、「当該公文書の存否を答えること自体が検査実施の有無を明らかにすることになり、条例第8条第4号の非公開情報を公開することとなるため存否を答えることができない。」ことを理由とする公文書公開請求拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

平成29年11月29日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して、審査請求を行った。

4 諮問

令和2年3月3日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（現徳島県情報公開・個人情報保護審査会。以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

あきらかに違法であり速やかな開示を求める。

2 審査請求の理由

県は、あるべき書類を公開制限するのはおかしい。審査請求人は、○○土地改良区に対して県の事前検査が行われることを知り、平成29年11月21日に県との協議において証拠を提示したところ、県は認めたにもかかわらず、公文書の公開を拒否し

た。また、天皇陛下を誹謗中傷する行為を確認した。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書及び実施機関の口頭理由説明によると、本件処分理由は、おおむね次のとおりである。

1 文書の特定について

実施機関は、審査請求人が公開を求めている公文書を、事前検査実施時に検査対象団体に通知する「土地改良法に基づく検査の実施について（通知）」（以下「検査通知書」という。）及び「検査通知書の立案文書」とであると特定した。

2 文書の公開を拒否した理由について

農林水産団体では、過去に現金の使い込みの不祥事があったため、事前検査においては、保管されている現金が帳簿と合うかといった、現金の精査を無通告で行っている。事前検査は、相手方に検査が来ることがわかると、不正が発覚しないようにされてしまうため、無通告で実施し、本検査では組織の運営が適正に行われているか、合意形成が図られて組織運営されているか、会計面でおかしな動きがないか、といったことを確認している。

本県の取扱いでは、事前検査の際に改良区に検査通知書を渡している。検査通知書には、本検査とその講評の日程が書かれている。本検査の日程は、改良区側には検査の対応をしてもらう必要があるため、当然伝えるが、その他の第三者に対しては検査があること自体を明らかにしないという対応をしている。なぜなら、本検査が実施されることが分かってしまうと、検査が始まるまでに、いろんな噂に基づく情報がもたらされ、検査員に対する過度な要求につながるおそれがあるからである。また、検査の当日に検査会場に大勢が押しかけて来て、円滑な検査ができなくなるという可能性もある。このような事情から、検査の日程は公開しないという対応をしている。

事前検査の前だけ秘密にするという考えは、法人検査課の中でも過去に議論したことがある。事前検査が行われると、過去の慣例ではその2か月後ぐらいから本検査が始まるので、事前検査の日程が明らかになれば、本検査の時期は推測されてしまう。そのあたりも勘案して、事前検査後であっても、本検査終了までは、事前検査の日程を明らかにしないこととした。

このように、本検査が終了する前に検査通知書を公開し、検査実施日が明らかになった場合には、検査に関し、正確な事実の把握を困難にし、又は違法若しくは不当な行為を容易にするおそれがあり、検査実施日は条例第8条第4号に規定する非公開情報に該当する。

当該公文書を部分公開又は非公開とした場合には、公文書の存在が明らかとなり、検査を実施することが判明し、公開したのと同様の効果が生じる。

また、当該公文書が不存在であることを理由に拒否決定とした場合には、検査を実施していないことが判明し、検査団体の過去の検査周期から後日検査が実施されるこ

とが類推される。

以上により、本件請求については、条例第11条の規定により、存否を明らかにしないで、その請求を拒否する決定をしたものである。

第5 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年月日	内 容
令和2年3月3日	諮問
令和5年7月20日 第2部会（第2回）	審議
同年 8月23日 第2部会（第3回）	実施機関からの口頭理由説明、審議
同年 9月21日 第2部会（第4回）	審議

第6 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件請求に係る公文書について

本件請求は、〇〇土地改良区の事前検査実施時に同改良区に通知する検査通知書及びその立案文書の公開を求めるものである。

本件請求に対し、実施機関は、当該公文書の存否を答えること自体が検査実施の有無を明らかにすることになり、条例第8条第4号の非公開情報を公開することとなるため存否を答えることができないことを理由とする本件処分を行った。

これに対して、審査請求人は、審査請求の趣旨において「速やかな開示を求める」と述べていることから、以下、本件請求に係る公文書の存否を答えることが条例第8条第4号の非公開情報を公開することとなるかを検討する。

2 非公開情報該当性について

(1) 条例第8条第4号について

条例第8条第4号は、「県の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体の機関、地方独立行政法人又は公社が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、」同号イからホまで「に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を、県をはじめとする行政機関等が行う事務又は事業の適正な遂行を担保する観点から、公にすることによってこれを阻害するおそれのある情報を非公開情報として定めたものである。

(2) 土地改良区の検査について

土地改良区は、土地改良法に基づいて、極めて高い公共性・公益性を付与されており、事業実施には多額の公費が投じられ、税制の各種優遇措置が認められている団体であって、その運営には厳正を期することが求められている。一方で、土地改良区の組織運営体制が不適切な場合には、不祥事件が発生するおそれがあることから、不祥事件を未然に防止するため、行政による指導・監督の一環として、県による検査が行われている。

本県の場合、事前検査は、その実効性を確保するため、無通告で行うこととされている。事前検査では、受検者に対して検査通知書が交付されるため、受検者は本検査の日程を知るところとなる。もし検査通知書が公開され、第三者が検査実施を知ると、噂に基づく情報提供が多数寄せられ、通常は行わないような特別な検査を求めるといった検査担当者に対する過度の要求にとどまらず、情報提供自体への対応と情報の真偽の確認にも時間を取られ、検査担当者は十分な検査の準備ができなくなるほか、部外者が検査当日に会場へ押しかけることで、円滑な検査の実施が困難となるおそれがあるとの実施機関の説明に不合理な点は認められない。

したがって、土地改良区の検査の日程は、条例第8条第4号に該当するものと認められる。

3 存否応答拒否について

〇〇土地改良区に対する検査は、平成29年12月21日に終了していることから、同年11月25日の本件処分の時点においては、検査の日程は、条例第8条第4号に規定する非公開情報に該当する。

そして、本件請求に係る公文書を部分公開又は非公開とした場合には、公文書の存在が明らかとなり、検査の実施が間近なことが判明し、公開したのと同様の効果が生じる。当該公文書が不存在であることを理由に拒否決定とした場合には、検査を実施していないことが判明し、〇〇土地改良区の過去の検査周期から後日検査が実施されることが類推される。

したがって、本件請求に係る公文書の存否を答えることが、条例第8条第4号の非公開情報を公開することとなるため、条例第11条の規定により、公文書の存否を明らかにしないで本件公開請求を拒否すべきとの実施機関の主張については、特に不合理な点は認められない。

4 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

徳島県情報公開・個人情報保護審査会第2部会委員名簿

(50音順)

氏 名	職 業 等	備 考
綾野 隆文	弁護士	
岩田 晴美	四国大学生生活科学部教授	
小田切 康彦	徳島大学大学院社会産業理工学研究部准教授	部会長
榊本 久実	税理士	